

理事長特別補佐の寄付金・契約金等の受取状況に関して、理事長特別補佐の委嘱に関する達（平成23年達第5号）3.の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 理事長特別補佐について

- PMDAの特定の分野の業務に係る方針について理事長への助言を求めるため、学識経験を有する者のうちから若干名を委嘱することができる（任期1年・再任可）。
- 製薬企業や医療機器メーカーなどの役職員等に就いている者には委嘱しない。

2. 理事長特別補佐の委嘱者について

開発動向等を踏まえた先進的医薬品、医療機器、再生医療等製品の分野に関して助言を求めるため、次の5名を理事長特別補佐として委嘱した。

（再任 30.4.1付）楠原 洋之 氏 国立大学法人 東京大学大学院 薬学系研究科 教授

（再任 30.4.1付）藤原 康弘 氏 国立研究開発法人 国立がん研究センター 企画戦略局長

（再任 30.4.1付）北條 泰輔 氏 前 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 副臨床研究センター長

（再任 30.4.1付）梅澤 明弘 氏 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所 副所長

（再任 30.4.1付）佐久間一郎 氏 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科 教授

3. 寄附金・契約金等の受取状況について

楠原氏、藤原氏、北條氏、梅澤氏からは過去3ヶ年度中に薬事関係企業から年間500万円以上の寄付金・契約金等を受領した事実はないと回答があった。また、佐久間氏からは以下のとおり寄付金・契約金等の受取りがあったと報告があった。

① 平成30年度 日本光電工業株式会社（平成30年5月17日付で報告有）

デルタ電子株式会社（平成30年5月25日付で報告有）

キヤノンメディカルシステムズ株式会社（平成31年1月24日付で報告有）

※30年度の理事長特別補佐を委嘱後、年度途中に受取りが発生したとのこと。

【参考】理事長特別補佐の委嘱に関する達（抜粋）

2. 企業からの寄付金・契約金等の受取状況の確認

(1) 委嘱時

特別補佐は、過去3か年度(注1)の間の本人又は家族(注2)の企業からの寄付金・契約金等(注3及び注4)の受取状況(一企業からの当該年度の受取金額が500万円以上のものに限る。)について、その実績を別紙1の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、これを速やかに公開する。

(2) 任期中

任期中、特別補佐は、企業からの寄附金・契約金等の受取り(一企業からの当該年度の受取金額が500万円以上のものに限る。)が発生した場合、その実績を別紙2の様式に従って機構提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、これを速やかに公開する。

3. 運営評議会への報告

(1) 委嘱に関すること

機構は、特別補佐を委嘱したとき(再任の場合を含む。)は、氏名、所属機関名、役職及び新任再任の別について、直近の運営評議会に報告する。

(2) 企業からの寄付金・契約金等の受取状況に関すること

機構は、2. (1) 及び(2)において、企業からの寄付金・契約金等の受取状況の実績が提出されたときは、受取年度及び企業名を直近の運営評議会に報告する。

注1. 過去3か年度とは、別紙の様式による回答の日の属する年度を含めた3か年度とする。

注2. 「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、特別補佐本人と生計を一にする者とする。ただし、以下のいずれの場合も、「生計を一にする者」とみなす。

(1) 家族が同一の家屋に起居している場合。

(2) 勤務、修学、療養等の都合上他の家族と日常の起居を共にしていない家族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 当該他の家族と日常の起居を共にしていない家族が、勤務、修学等の余暇には当該他の家族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの家族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

注3. 「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、特別補佐が実質的な受取人として用途を決定しうる寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)等を含むほか、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額、大学の寄附講座設置に係る寄附金が含まれること。

また、特別補佐と特定企業があらかじめ寄附の約束をした上で、所属機関を介さない特段の理由もなく、非営利団体を介することとした場合には、当該寄附金は申告の対象である寄附金・契約金等に含まれること。なお、当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

注4. 実質的に、特別補佐個人宛の寄附金等とみなせる範囲を申告対象とし、本人名義であっても学部長又は施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金等を受け取っていることが明確なものは除く。なお、学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取った場合の取扱いは、「学部長あるいは施設長等」と同様に取り扱われること。

(本人名義であっても学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取っていることが明確な場合は、自己申告の対象外とする)。